

第 2 次富士見市環境基本計画改定案について

1 環境基本計画の概要

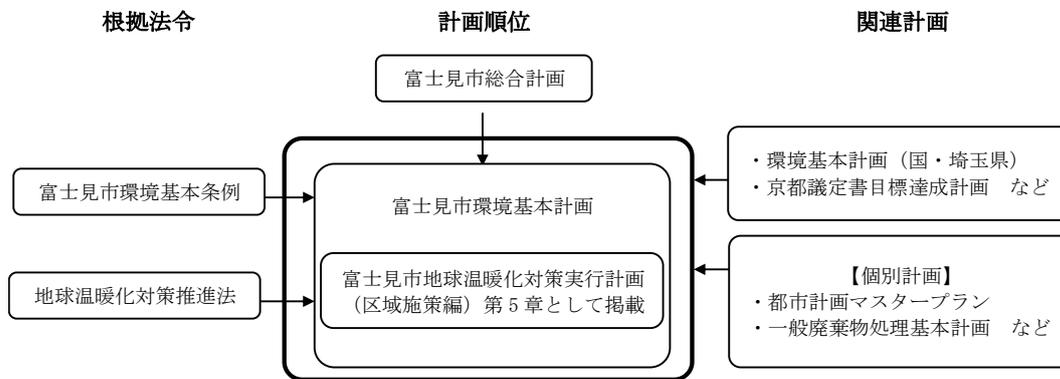
(1) 目的

「環境にやさしい都市宣言」及び「環境基本条例」の基本理念を受け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しつつ、社会情勢や環境ニーズなど、日々変化する様々な環境問題を解消するために策定したもの

(2) 策定の経緯

- 平成 12 年 4 月 環境にやさしい都市宣言
- 平成 13 年 12 月 環境基本条例制定 ※平成 14 年 4 月 1 日施行
- 平成 15 年 3 月 環境基本計画策定（第 1 次計画）
- 平成 20 年 3 月 環境基本計画改定
- 平成 25 年 3 月 環境基本計画策定（第 2 次計画）

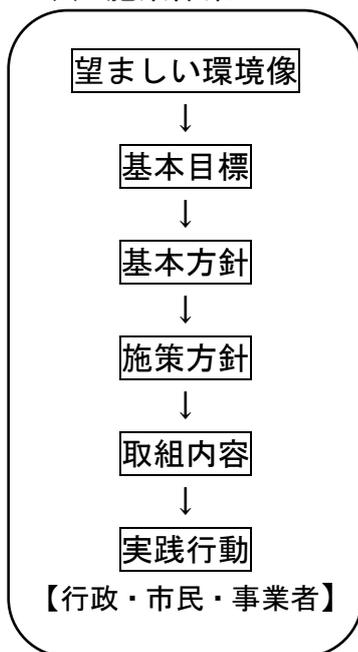
(3) 計画の位置づけ



(4) 計画期間

平成 25 年度～平成 34 年度までの 10 年間
 ※平成 29 年度は計画策定後 5 年目の見直し実施時期

(5) 施策体系



望ましい環境像 基本目標	いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見 基本方針	施策方針
自然と共生するまちを目指します 【良好で持続可能な環境の社会構築】	生き物を守り育てよう	緑の保全 生態系の保全 外来種対策の推進
	里地里山を守り育てよう	生物多様性の保全 環境配慮型農業の推進 地産地消の推進 有害鳥獣対策の促進
	水を大切にしよう	水辺環境の保全と活用 湧き水の保全と啓発 生活排水処理対策の促進
快適な生活を送れるまちを目指します 【快適で安全安心な生活環境の社会構築】	快適な生活空間を創ろう	公園・緑地の整備 自然災害対策の推進 景勝地・文化財の保全 きれいなまちづくりの推進 不法投棄対策の強化
	健全な生活を送ろう	身近な生活環境の保全 有害化学物質対策の促進 安全・安心なまちづくりの推進
まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します 【低炭素社会・循環型社会の構築】	資源を大切にしよう	省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの活用
	緑を増やそう	壁面・屋上緑化の推進 社寺林・斜面林・緑地の保全
	ごみを減らそう	4Rの推進 生ごみの水切り・堆肥化の推進 エコライフの推進
みんなで学び、行動するまちを目指します 【協働社会の構築】	環境にやさしいまちづくりを進めよう	環境配慮型自動車・運転の推進 スマートムーブの推進
	みんなで力を合わせて行動しよう	環境保全活動の活性化 市民・事業者参加の普及・啓発 地域連携の推進と情報交換
	環境について学ぼう・話し合おう	環境リーダー育成の整備 環境教育の場の整備 具体的な目標の設定
	みんなで計画を実行し、評価しよう	市民・事業者・行政連携の推進

2 計画策定後の富士見市を取り巻く現況

(1) 国の動き

①地球温暖化

2015（平成 27）年に京都議定書に代わる温室効果ガス削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され（平成 28 年 11 月発効）、産業革命以前と比較して気温上昇を 2℃未満に抑えることを目標に掲げ、各国は 5 年ごとに目標を見直し、削減努力を続けていくことなどが定められた。

これを受け、国においては、2030（平成 42）年度までに 2013（平成 25）年度比で 26%を削減する中期目標、2050 年には 80%の長期削減目標を掲げている。

②エネルギー政策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故などによる影響を踏まえ、中長期のエネルギー需給構造を視野に入れたエネルギー基本計画が平成 26 年 4 月に閣議決定され、さらに平成 27 年 7 月には長期エネルギー需給見通しが決定されたところである。

③生物多様性

2010（平成 22）年 10 月に、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められた。

これを受け、国においては、2012（平成 24）年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを提示するとともに、2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の基本戦略を設定したところである。

(2) 県の動き

平成 29 年 3 月に「埼玉県環境基本計画」が改定され、見直し後の計画では、21 世紀半ばを展望し、低炭素社会の構築を長期的な目標として設定し、再生可能エネルギーなどの新たなエネルギー利用の促進や省エネルギーを柱とする地球温暖化対策を進めていくこととしている。

(3) 市の動き

ア 第 5 次基本構想・後期基本計画の策定

ららぽーと富士見の開業や新たな制度の開始など、変化の激しい時代に速やかに対応するため、中期基本計画を見直し、第 5 次基本構想・後期基本計画（平成 29～32 年度）が策定されている。

イ 環境関連計画の見直し

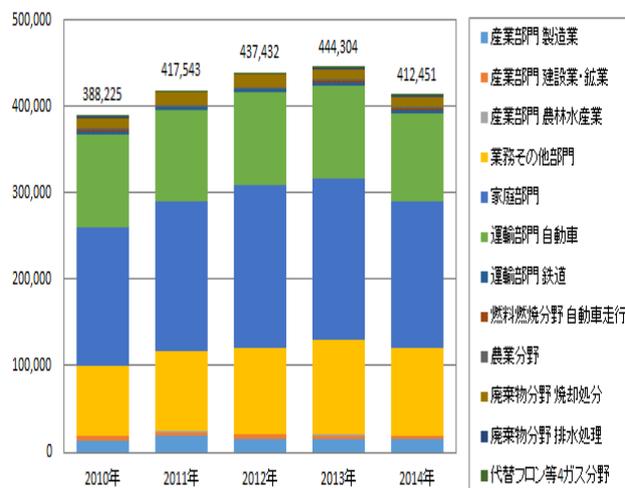
一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、美化推進計画などの計画が改定されている。

ウ 環境状況の把握

a) 温室効果ガス排出量

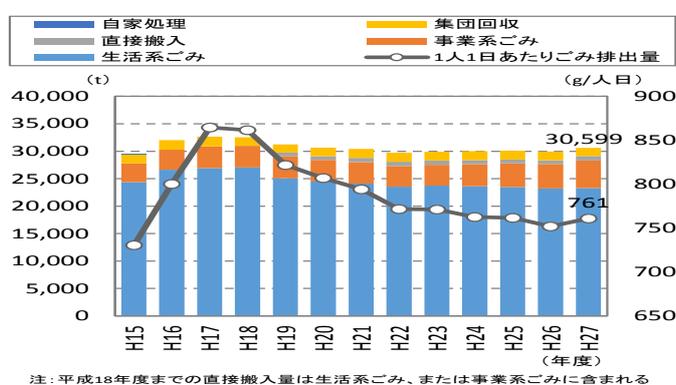
市内から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成25年度をピークに平成26年度は減少しているが、基準年とした平成22年度から6.2%増加している。

排出量のほとんどを家庭部門、運輸部門（自動車）と業務その他部門の3部門が占めており、電気と自動車燃料の消費を抑えることが課題である。



b) ごみ排出量

近年、事業系可燃ごみの増加が見受けられるが、ごみ排出量は30,000t前後で推移しており、平成27年度における1人1日当たりのごみ排出量は約761gで、県内第3位、40市中第1位の結果となっている。



ごみ排出量の推移

c) 湧き水

平成29年度調査では29箇所の湧き水が確認され、前回の平成23年度調査と比べて3箇所の増加となっているが、確認された湧き水の中には、宅地等の開発に伴い、本来斜面林から湧き出ている地下水が埋設管を通して側溝等に流れている箇所もあるため、湧き水の保全と復活の必要性が高まっている。

d) 気象

年間平均気温と年間降水量はともに変動を繰り返しながら、概ね横ばい傾向を示しているが、気温の季節変動や集中豪雨の増加などが近年問題となっている。

e) 大気質

毎年度、主要交差点（H28：24箇所）とバックグラウンド地点（H28：4箇所）において二酸化窒素濃度を測定しており、その結果としては参考値ながらも環境基準を十分に満たしていることから、ばい煙等公害規制の強化や次世代自動車の普及による効果が考えられる。

f) 水質

毎年度、水質測定（7箇所）を実施しており、その状況として経年変化をみると、BOD（生物化学的酸素要求量）は変動を繰り返しながらも低い値を継続し、DO（溶存酸素量）は上昇傾向を示しているため、良好な水質環境を保持している状況である。なお、類型指定のある新河岸川及び柳瀬川は環境基準を十分に満たしている状況である。

3 見直し方法

(1) 検討体制

ア 環境審議会

- a) 委員数 15 人 (学識経験者 6 人、団体推薦 3 人、事業者推薦 4 人、公募市民 2 人)
- b) 審議内容
 - ・見直し方法
 - ・第 2 次環境基本計画に基づく進捗状況等の評価と課題の整理
 - ・第 2 次環境基本計画後期実践行動の整理
 - ・見直し後の計画に反映すべき、計画策定後の国・県の状況、環境状況の変化等の確認

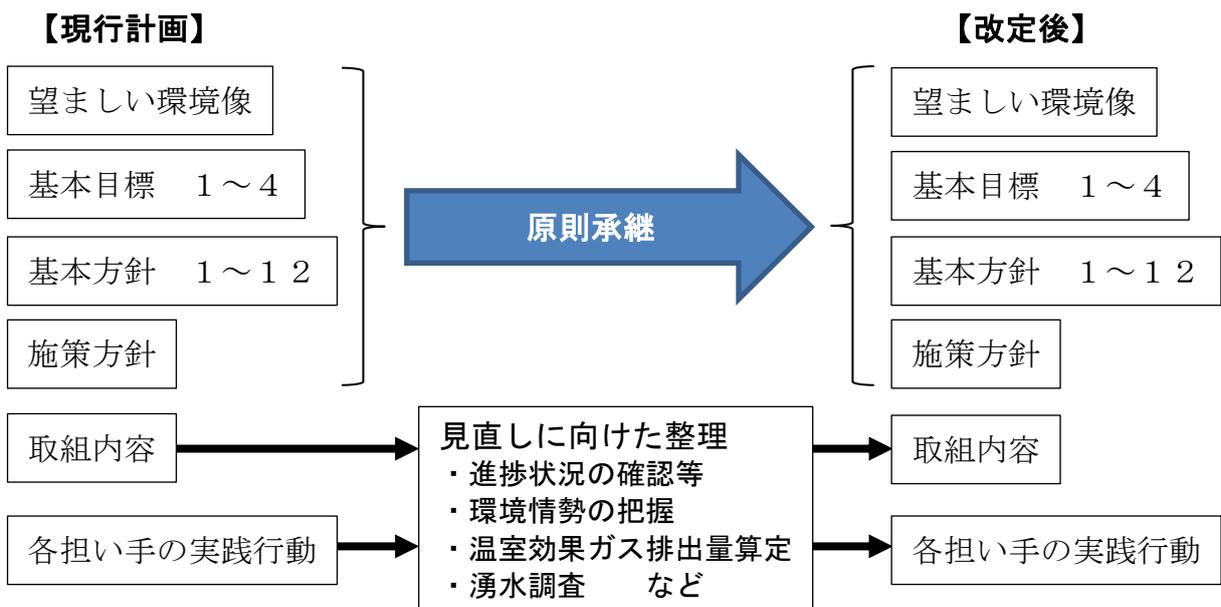
イ 環境にやさしい都市づくり検討委員会

- a) 委員数 16 人 (庁内関係各課の長)
- b) 検討・調整内容
 - ・見直し方法
 - ・第 2 次環境基本計画に基づく進捗状況等の評価と課題の整理

ウ 第 2 次富士見市環境基本計画中間見直し業務委託

- a) 受託者
株式会社環境総合研究所
- b) 業務内容
 - ・中間見直しのための基礎調査 (温室効果ガス排出量、湧水調査等) の実施
 - ・現行計画に基づく環境関連施策に係る進捗状況の検証
 - ・現状の環境問題に関する状況の把握
 - ・今後取り組むべき新たな環境課題の抽出、整理等
 - ・各種会議等の運営支援

(2) 基本的な考え方



4 見直し内容

見直しに当たっては、市の基本的条件（地域特性、社会的条件、自然的条件）及び計画策定後の市を取り巻く状況の把握、また、これまで取り組んできた環境関連事業の進捗状況を確認・評価した上で、内容を整理した。

(1) 基本目標の順番変更

人為的に排出された温室効果ガスは気温の上昇を招き、地球規模に広がった温暖化は、人々だけでなく、地球に棲む生き物たちにも影響を及ぼすことから、喫緊に対応が必要な環境問題である。

また、本市は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれ、その境の斜面からはいくつもの湧き水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちである。

これらを踏まえ、基本目標を以下のとおり整理した。

現行計画	改定後
自然と共生するまちを目指します （良好で持続可能な環境の社会構築）	まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します （低炭素・循環型社会の構築）
快適な生活を送れるまちを目指します （快適で安全安心な生活環境の社会構築）	自然と共生するまちを目指します （良好で持続可能な環境の社会構築）
まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します （低炭素・循環型社会の構築）	快適な生活を送れるまちを目指します （快適で安全安心な生活環境の社会構築）
みんなで学び、行動するまちを目指します （協働社会の構築）	みんなで学び、行動するまちを目指します （協働社会の構築）

(2) 基本方針・施策方針・取組内容・実践行動の整理等

ア 課題の整理

環境分野	課題
地球環境 （低炭素・循環型社会の構築）	<ul style="list-style-type: none"> ▼温室効果ガスの削減目標に向けた取組の推進（区域施策：市民・事業者・行政） ▼再生可能エネルギーの活用・推進 ▼公共施設における資源の活用 ▼スマートムーブの推進 ▼エコライフの推進 ▼適応策の検討
自然環境 （良好で持続可能な環境の社会構築）	<ul style="list-style-type: none"> ▼保存樹林・保存樹木の保全 ▼湧き水の保全と活用 ▼地域の生態系の保全 ▼地域を特徴づける里地里山の保全 ▼人と環境にやさしい農業の推進 ▼水辺環境の保全と創出
生活環境 （快適で安全安心な生活環境の社会構築）	<ul style="list-style-type: none"> ▼社会資本整備（インフラ）の充実 ▼リサイクル率の向上 ▼多様化する生活環境に対する柔軟な対応 ▼有害化学物質に関する情報共有
環境に関する取組 （協働社会の構築）	<ul style="list-style-type: none"> ▼地球温暖化防止活動の活性化 ▼自然環境保全の啓発促進 ▼各主体連携の拡大

イ 新規取組（例）

- ・次世代自動車の推進に向けた検討
- ・再生可能エネルギーによる災害時活用の仕組みづくりの推進
- ・枯損木対策の検討
- ・生物多様性戦略の検討
- ・遊休農地等に対する有効利用の推進
- ・担い手及び新規就農者に対する支援の推進
- ・指定文化財制度を活用した景勝地等に係る保全方法の検討
- ・公共空間の環境美化に向けた市内連携体制の推進

ウ 拡充取組（例）※既取組の計画化を含む。

- ・温室効果ガス排出量の削減に向けた各種取組の推進（事務事業編）
- ・落ち葉活用の推進方法の検討
- ・食品ロス削減の普及啓発
- ・「COOL CHOICE」への取組
- ・計画的な山林の公有化（緑地保全基金の活用を含む。）
- ・自然環境保全団体等に対する支援
- ・地域の生態系保持に向けた農地及び農業地域の保全・支援
- ・湧水情報の共有化及び啓発方法の検討
- ・農業公害対策に関する情報提供
- ・空き地及び空き家の適正管理指導

エ その他

- ・環境分野と直接関係のない計画を削除（例：障がい者支援計画）
- ・実践行動の表記変更

現行計画	改定後											
施策方針及び取組内容を踏まえ、担い手ごとに実践行動を明記 【市民】・・・ 【事業者】・・・ 【行政】・・・	取組内容ごとに取組主体を明記											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">取り組み主体</th> </tr> <tr> <th>市民</th> <th>事業者</th> <th>行政</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		取り組み主体			市民	事業者	行政	○	○	○
	取り組み主体											
市民	事業者	行政										
○	○	○										
・・・	○	○	○									

- ・計画書レイアウトの全面変更

5 全体スケジュール

項目	平成29年									平成30年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画・準備	■											
基礎調査	現行計画進捗状況検証			■	■	■	■	■				
	温室効果ガス排出量算定		■	■	■	■	■					
	湧水調査				■	■	■					
	その他の基礎調査		■	■	■	■						
	基礎調査報告書作成				■	■	■	■				
骨子案・素案作成						■	■	■	■			
各種会議支援等	環境審議会		■	■		■	■	■	■		■	■
	庁内策定委員会			■		■		■	■			
	パブリックコメント								■	■		
	政策会議等							■	■	■		
打合せ・協議	■	■			■	■	■	■		■		

印刷製本 平成30年4月～5月